

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	大貴工務店有限会社
主たる営業所の所在地	兵庫県加古川市
許可番号	兵庫県知事許可（般－２６）第４０４６９８号
許可を受けている建設業の種類	建築一式工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	平成３０年１月１８日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同条第８条第１項第１１号該当）
処分の内容	建設業法第２９条第１項第２号の規定に基づく建設業許可の取消し
処分の原因となった事実	<p>大貴工務店有限会社役員は、平成２９年３月３０日、刑法第２０８条に規定される暴行罪により罰金刑が確定し、同日その刑の執行が終了した。</p> <p>このことは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２９条第１項第２号に該当する。</p>